

半 期 報 告 書

(第 7 期中) 自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月 30 日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【事業等のリスク】	6
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	11
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表等】	16
2 【中間財務諸表等】	42
第6 【提出会社の参考情報】	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	59
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月22日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	126,635	131,357	131,981	499,162	298,308
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△3,185	△275	6,832	4,973	3,132
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	△2,049	△260	3,413	1,873	1,393
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	—	△201	3,453	—	1,388
純資産額（百万円）	31,946	35,621	40,658	35,827	37,210
総資産額（百万円）	549,659	430,135	482,665	445,795	479,218
1株当たり純資産額（円）	1,162.94	1,298.58	1,486.30	1,308.24	1,359.87
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	△75.89	△9.65	126.43	69.40	51.62
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	5.7	8.2	8.3	7.9	7.7
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△29,119	△20,042	△27,214	135,728	△24,555
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△10,445	△2,910	△2,520	△13,235	△5,680
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	24,510	4,290	13,245	△112,326	25,870
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	19,052	25,610	23,417	44,272	39,908
従業員数（人） 〔外、平均臨時雇用人員〕	3,100 〔1,292〕	4,066 〔369〕	4,134 〔461〕	3,103 〔1,287〕	4,048 〔424〕

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間連結会計期間及び第6期中間連結会計期間にあっては1株当たり中間純損失であります。

3. 第6期中間連結会計期間の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

5. 第6期の従業員数は第5期に比べて945人増加しておりますが、これは首都高トールサービス西東京(株)9社の勤務の実態が従業員と近い形態である嘱託等社員を含んだことによるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
営業収益（百万円）	125,625	130,480	130,879	497,014	296,451
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△4,301	△721	6,376	2,370	1,759
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	△2,718	△346	3,319	440	742
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	28,263	31,076	35,484	31,422	32,165
総資産額（百万円）	540,273	419,659	471,221	437,356	471,340
1株当たり純資産額（円）	1,046.78	1,150.97	1,314.23	1,163.79	1,191.30
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	△100.68	△12.82	122.92	16.31	27.51
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	5.2	7.4	7.5	7.2	6.8
従業員数（人）	1,120	1,110	1,093	1,120	1,100

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期中間会計期間及び第6期中間連結会計期間にあっては1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	3,937
受託事業	[452]
駐車場事業	56
その他の事業	[9]
全社（共通）	141 [－]
計	4,134 [461]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	1,093
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況が継続し、輸出・生産・個人消費においては持ち直しの動きが見られたものの、企業収益・雇用情勢は依然として厳しい状況で推移しました。

このような経済状況の下、当中間連結会計期間においては、当社グループが管理する首都高速道路の利用交通量は、大型車が前年同期比1.8%増、普通車は2.3%減となり、全体としては1.9%減の203.5百万台（111.2万台/日）となっております。

高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。また、当社は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び阪神高速道路(株)とともに、海外において高速道路事業を展開するため、共同出資による日本高速道路インターナショナル(株)（資本金499百万円（当社出資分60百万円）、資本準備金499百万円（当社出資分60百万円））を平成23年9月1日に設立しました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、前年同期比0.5%増の131,981百万円となり、営業利益は6,749百万円（前年同期は営業損失244百万円）、経常利益は6,832百万円（前年同期は経常損失275百万円）、法人税等を控除した中間純利益は3,413百万円（前年同期は中間純損失260百万円）となりました。セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からE T Cの普及に努めているところです。具体的には、「E T C宅配サービス」によるE T C車載器の廉価販売や、曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、E T Cの利用率は、平成23年9月平均が88.4%となり、前年同月比で0.3%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等（注）は、交通量が減少したものの、大型車交通量が増加したことから、前年同期比0.5%減の123,519百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線21.2kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

東日本大震災に伴う災害復旧として、大黒JCT連結路や湾岸線荒川湾岸橋をはじめとした損壊箇所の本復旧工事を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比40.6%減の3,098百万円となりました。

以上の結果、営業収益は、前年同期比2.1%減の126,618百万円となりました。

(営業利益)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成21年3月31日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比7.5%減の120,116百万円となり、営業利益は6,502百万円（前年同期は営業損失546百万円）となりました。

なお、協定に基づき機構へ支払う賃借料の減算は実施しておりません。

（注）料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前中間連結会計期間の料金収入等

は、124,128百万円であります。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりましたが、東日本大震災の影響などにより、営業収益は前年同期比5.0%減の1,303百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比3.6%減の1,110百万円となり、営業利益は前年同期比12.4%減の193百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前年同期比3,915.5%増の3,351百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比3,634.0%増の3,370百万円となり、営業損失は18百万円（前年同期は営業損失6百万円）となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアを目指し、芝浦PAにおいてコンビニエンスストアをリニューアルするなど、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

併せて、高架下貸賃施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、営業収益は前年同期比22.5%増の865百万円となりました。

(営業利益)

不動産賃貸事業の開始に伴う費用の発生等により、営業費用は前年同期比28.4%増の793百万円となり、営業利益は前年同期比18.7%減の72百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益6,595百万円に加え、非資金項目である減価償却費3,101百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額26,971百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、27,214百万円の資金支出（前年同期は20,042百万円の資金支出）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは2,520百万円の資金支出（前年同期は2,910百万円の資金支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入21,107百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額4,140百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、13,245百万円の資金収入（前年同期は4,290百万円の資金収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ16,490百万円減少し、23,417百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

平成21年8月に策定した「中期経営計画2011」（計画期間：平成21年度～平成23年度）に基づき、引き続き、「首都圏のひと・まち・暮らしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいります。また、平成24年1月1日からの距離別料金への移行に向け、万全を期して取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

中央環状線については、中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるとともに、横浜環状北線についても、早期完成に向け事業を推進するなど、ネットワーク整備に取り組んでまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、様々な事業の検討・実施を行ってまいります。

また、海外道路事業及び国際貢献を推進するとともに、国内においても首都高グループが培ってきた技術・ノウハウを活かした技術コンサルティング事業を展開してまいります。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、半期報告書提出日現在において判断したものであります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、平成20年10月の「生活対策」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による一連の手続きに伴い、平成21年3月31日付で当該協定を一部変更しており、平成21年度から29年度までの貸付料の額及び当社が徴収する料金の額等が変更されております。

また、当社及び機構は、当該協定について検討を加え、平成23年6月13日付で当該協定を一部変更しており、変更内容は以下のとおりとなります。

新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額及び無利子貸付けの貸付計画額を変更するとともに、都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）に関する工事を追加しております。また、平成23年2月16日に国土交通省から公表された「高速道路の当面の新たな料金割引について」に基づく高速道路料金の変更に必要となる、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による一連の手続きを踏まえた計画及び平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。その結果、貸付料の額及び当社が徴収する料金の額等が変更されております。

なお、この変更については、平成23年11月2日付で機構が当該協定の変更に係る機構法第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る特措法第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術に関する研究を行っております。具体的テーマとしては、①既設構造物における損傷状況の検出・計測等に関するもの、②既設構造物に現に発生している損傷の補修・補強等に関するもの、③既設構造物の過去の点検データ等の利用・活用に関するもの、④既設構造物における施工済みの補修・補強状況の評価等に関するもの、⑤既設構造物の維持管理に伴う現場作業の効率化、安全対策技術の向上等に関するもの、⑥その他、前記①～⑤の目的を達成するために必要な課題を基本として、各年度ごとに、グループ間で協議の上、業務上の必要性、コスト縮減、及び業務効率化につながるものという視点で具体的研究内容を決定の上、実施しております。

また、他企業・大学等との共同研究開発活動としまして、①分岐合流部を有する道路トンネルの耐震設計技術に関するもの、②都市内での既設構造物の更新技術に関するもの、③既設構造物の長寿命化技術に関するもの、④標識設備の省電力化技術に関するもの、前記①～④の目的を達成するために必要な課題を基本として、概ね2年の共同研究期間にて、今後の維持管理費用を大幅に抑制すべく共同研究を実施しております。

以上により、当中間連結会計期間の研究開発活動に係る費用の総額は、7百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重量的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積

もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績キャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出しております。なお、当中間連結会計期間においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比0.5%増の131,981百万円となりました。

高速道路事業については、前年同期比2.1%減の126,618百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比40.6%減の3,098百万円となりました。

駐車場事業については、前年同期比5.0%減の1,303百万円となりました。

受託事業については、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより、前年同期比3,915.5%増の3,351百万円となりました。

その他の事業については、前年同期比22.5%増の865百万円となりました。

② 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比4.8%減の125,232百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への貸借料の支払いや管理費用の支出等により前年同期比7.5%減の120,116百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により、前年同期比3.6%減の1,110百万円、受託事業については、前年同期比3,634.0%増の3,370百万円、その他の事業については、不動産賃貸事業の開始に伴う費用の発生等により、前年同期比28.4%増の793百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で6,749百万円（前年同期は営業損失244百万円）となりました。その内訳は、高速道路事業が6,502百万円の営業利益、駐車場事業が193百万円の営業利益、受託事業が18百万円の営業損失、その他の事業が72百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメン

ト間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、還付加算金48百万円等により前年同期比76.3%増の199百万円、営業外費用は、利息の支払い102百万円等により前年同期比19.7%減の115百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は6,832百万円（前年同期は経常損失275百万円）となりました。

⑤ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は3,413百万円（前年同期は中間純損失260百万円）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額3,098百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注 1)	道路資産価額 (百万円) (注 2)
都道首都高速 1 号線等	修繕	平成23年 6 月	3, 098
		平成23年 9 月	
合計		—	3, 098

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

なお、主要な道路資産に係る当連結会計年度における協定に基づく年間賃借料（注）は、188,568百万円であり、前連結会計年度から変更されております。

(注) 年間賃借料は、平成23年6月13日付で一部内容を変更した協定に基づいております。当該変更については、特措法第3条第6項の規定により、平成23年10月24日付で国土交通大臣宛に申請をし、平成23年11月2日付で許可を受けております。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産に係る重要な建設計画について、平成23年6月13日付で機構との協定を一部変更しており、変更内容は次のとおりとなります。

なお、当該変更について、特措法第3条第6項の規定により、平成23年10月24日付で国土交通大臣宛に申請をし、平成23年11月2日付で許可を受けております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3) (注4)	着手(注5)	完了(注6)
都道首都高速晴海線	51,108	24,909 [24,890]	平成13年12月	平成27年3月
都道首都高速目黒板橋線	455,225	434,084 [409,873]	平成3年3月	平成26年3月
都道首都高速品川目黒線	177,701	48,642 [－]	平成18年4月	平成26年3月
横浜市区高速横浜環状北線	355,865	110,801 [－]	平成13年12月	平成29年3月
川崎市道高速縦貫線	53,559	50,410 [47,767]	平成3年3月	平成25年3月
改築事業(注7)	266,089	111,703 [1,690]	平成18年4月	平成32年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

4. 既に機構に帰属した道路資産の額を〔 〕で記載しております。

5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。

6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

7. 改築事業の内訳は次のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)、都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))、都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)

8. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において86,678百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降において最大で4,192百万円に変更しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成23年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成23年12月22日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成23年4月1日～ 平成23年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
(1) 【中間連結財務諸表】
① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,078	15,589
高速道路事業営業未収入金	25,272	21,758
未収入金	4,811	2,282
短期貸付金	—	7,998
たな卸資産		
仕掛道路資産	271,819	299,906
貯蔵品	522	597
その他のたな卸資産	56	133
受託業務前払金	57,482	56,382
前払金	1,556	2,813
繰延税金資産	1,521	1,361
その他	2,347	1,339
貸倒引当金	△165	△214
流動資産合計	405,301	409,947
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,298	13,458
減価償却累計額	△3,829	△4,106
建物（純額）	9,468	9,352
構築物	※4 23,462	※4 23,584
減価償却累計額	△4,919	△5,485
構築物（純額）	18,542	18,098
機械及び装置	43,677	43,744
減価償却累計額	△12,187	△13,881
機械及び装置（純額）	31,489	29,863
車両運搬具	2,279	2,407
減価償却累計額	△1,172	△1,303
車両運搬具（純額）	1,106	1,104
工具、器具及び備品	1,591	1,613
減価償却累計額	△604	△715
工具、器具及び備品（純額）	986	897
土地	7,794	7,794
リース資産	101	272
減価償却累計額	△66	△79
リース資産（純額）	34	192
建設仮勘定	1,712	2,473
有形固定資産合計	71,135	69,776
無形固定資産		
リース資産	74	83
その他	913	818
無形固定資産合計	988	901

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	30	150
敷金	1,023	1,032
繰延税金資産	514	413
その他	224	442
投資その他の資産合計	1,792	2,039
固定資産合計	73,916	72,717
資産合計	※1 479,218	※1 482,665
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	25,997	16,952
1年以内返済予定長期借入金	7,704	6,964
リース債務	44	91
未払金	10,823	3,026
未払法人税等	1,245	3,079
預り金	252	223
受託業務前受金	59,955	61,060
前受金	828	764
賞与引当金	1,363	1,570
回数券払戻引当金	103	85
災害損失引当金	514	215
その他	2,427	2,570
流動負債合計	111,260	96,604
固定負債		
道路建設関係社債	※1, ※3 167,919	※1 167,947
道路建設関係長期借入金	※3 118,776	※3 135,743
その他の長期借入金	10,767	7,819
リース債務	72	205
退職給付引当金	32,741	33,225
役員退職慰労引当金	130	108
その他	340	352
固定負債合計	330,747	345,402
負債合計	442,007	442,006
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	9,716	13,130
株主資本合計	36,716	40,130
少数株主持分	494	528
純資産合計	37,210	40,658
負債・純資産合計	479,218	482,665

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
営業収益	131,357	131,981
営業費用		
道路資産賃借料	98,605	91,234
高速道路等事業管理費及び売上原価	29,049	30,132
販売費及び一般管理費	※1 3,946	※1 3,865
営業費用合計	131,601	125,232
営業利益又は営業損失 (△)	△244	6,749
営業外収益		
受取利息	7	6
還付加算金	0	48
土地物件貸付料	39	37
その他	65	106
営業外収益合計	112	199
営業外費用		
支払利息	127	102
その他	17	13
営業外費用合計	144	115
経常利益又は経常損失 (△)	△275	6,832
特別損失		
災害による損失	—	※2 237
特別損失合計	—	237
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△275	6,595
法人税、住民税及び事業税	305	2,880
法人税等調整額	△380	261
法人税等合計	△74	3,141
少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失 (△)	△201	3,453
少数株主利益	59	40
中間純利益又は中間純損失 (△)	△260	3,413

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失 (△)	△201	3,453
中間包括利益	△201	3,453
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△260	3,413
少数株主に係る中間包括利益	59	40

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
当期首残高	8,322	9,716
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△260	3,413
当中間期変動額合計	△260	3,413
当中間期末残高	8,061	13,130
株主資本合計		
当期首残高	35,322	36,716
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△260	3,413
当中間期変動額合計	△260	3,413
当中間期末残高	35,061	40,130
少数株主持分		
当期首残高	504	494
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	54	34
当中間期変動額合計	54	34
当中間期末残高	559	528
純資産合計		
当期首残高	35,827	37,210
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失(△)	△260	3,413
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	54	34
当中間期変動額合計	△206	3,447
当中間期末残高	35,621	40,658

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△275	6,595
減価償却費	3,161	3,101
退職給付引当金の増減額(△は減少)	51	483
賞与引当金の増減額(△は減少)	332	206
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△12	48
回数券払戻引当金の増減額(△は減少)	1	△17
災害損失引当金の増減額(△は減少)	—	△298
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△23	△21
受取利息	△7	△6
支払利息	127	102
固定資産除却損	141	67
売上債権の増減額(△は増加)	21,930	3,816
未収消費税等の増減額(△は増加)	△1,150	2,124
仕掛道路資産の増減額(△は増加)	※2 △17,565	※2 △26,971
貯蔵品の増減額(△は増加)	109	△75
受託業務前払金の増減額(△は増加)	△3,537	1,099
前払金の増減額(△は増加)	△1,524	△1,256
仕入債務の増減額(△は減少)	△18,361	△16,128
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,658	△39
受託業務前受金の増減額(△は減少)	4,028	1,105
前受金の増減額(△は減少)	△131	△64
その他	△522	1,374
小計	△15,885	△24,753
利息の受取額	7	6
利息の支払額	△1,307	△1,196
法人税等の支払額	△2,857	△1,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2 △20,042	※2 △27,214
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,783	△2,180
有形固定資産の売却による収入	8	2
投資有価証券の取得による支出	—	△120
その他	△135	△222
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,910	△2,520
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	21,925	21,107
長期借入れによる収入	520	—
長期借入金の返済による支出	△1,470	△3,689
道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)	※2 △16,065	※2 △4,140
少数株主への配当金の支払額	△4	△5
その他	△614	△27
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,290	13,245
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△18,661	△16,490
現金及び現金同等物の期首残高	44,272	39,908
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,610	※1 23,417

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)						
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京㈱ 首都高トールサービス東東京㈱ 首都高トールサービス神奈川㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高カー・サポート㈱ 首都高技術㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高E T C メンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱						
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社数 0 社						
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。						
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。 ② たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>2年～51年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～51年						
構築物	2年～45年						
機械及び装置	2年～17年						

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 ③ リース資産 (a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 (b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。 ③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 ⑥ 災害損失引当金 東日本大震災により損壊した資産の復旧関連費用の支出に備えるため、当中間連結会計期間末における見込額を計上しております。 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 ① 完成工事高の計上基準 (a) 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 (b) 工事に係る受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。 (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(中間連結損益計算書) 従来、営業外収益の「その他」に含めておりました「還付加算金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた65百万円は、「還付加算金」0百万円、「その他」65百万円として組み替えております。 前中間連結会計期間において区分掲記していた営業外費用の「回数券払戻引当金繰入額」は、当中間連結会計期間において営業外費用の100分の10以下であるため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「回数券払戻引当金繰入額」に表示していた14百万円及び営業外費用の「その他」に表示していた2百万円は、「その他」17百万円として組み替えております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債167,919百万円の一般担保に供しております。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務696,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、335,500百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が14,996百万円、道路建設関係長期借入金が44,836百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち22,968百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債14,996百万円及び道路建設関係長期借入金21,868百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円	※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債167,947百万円の一般担保に供しております。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務696,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、339,640百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金4,140百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)																												
5 当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>6,200百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td><td>700百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>22,900百万円</td></tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,200百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	22,900百万円	5 当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,100百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>6,200百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td><td>700百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>23,000百万円</td></tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,100百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,200百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	23,000百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,200百万円																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																												
㈱みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	—																												
差引額	22,900百万円																												
㈱みずほコーポレート銀行	8,100百万円																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,200百万円																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																												
㈱みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	—																												
差引額	23,000百万円																												

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)																								
※1 販売費及び一般管理費の主なもの <table> <tr> <td>給料手当</td><td>1,099百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>615百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>489百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>271百万円</td></tr> <tr> <td>_____</td><td></td></tr> </table>	給料手当	1,099百万円	退職給付費用	615百万円	賃借料	489百万円	賞与引当金繰入額	271百万円	_____		※1 販売費及び一般管理費の主なもの <table> <tr> <td>給料手当</td><td>1,099百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>598百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>492百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>232百万円</td></tr> <tr> <td>_____</td><td></td></tr> <tr> <td>※2 災害による損失</td><td></td></tr> <tr> <td>東日本大震災により損壊した 資産の復旧関連費用</td><td>237百万円</td></tr> </table>	給料手当	1,099百万円	退職給付費用	598百万円	賃借料	492百万円	賞与引当金繰入額	232百万円	_____		※2 災害による損失		東日本大震災により損壊した 資産の復旧関連費用	237百万円
給料手当	1,099百万円																								
退職給付費用	615百万円																								
賃借料	489百万円																								
賞与引当金繰入額	271百万円																								

給料手当	1,099百万円																								
退職給付費用	598百万円																								
賃借料	492百万円																								
賞与引当金繰入額	232百万円																								

※2 災害による損失																									
東日本大震災により損壊した 資産の復旧関連費用	237百万円																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>11,684百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△70百万円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td><td>13,996百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>25,610百万円</td></tr> </table> ※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△16,065百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産5,216百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」△17,565百万円に含まれております。	現金及び預金勘定	11,684百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円	短期貸付金勘定	13,996百万円	現金及び現金同等物	25,610百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>15,589百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△170百万円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td><td>7,998百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>23,417百万円</td></tr> </table> ※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△4,140百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産3,098百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」△26,971百万円に含まれております。	現金及び預金勘定	15,589百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円	短期貸付金勘定	7,998百万円	現金及び現金同等物	23,417百万円
現金及び預金勘定	11,684百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△70百万円																
短期貸付金勘定	13,996百万円																
現金及び現金同等物	25,610百万円																
現金及び預金勘定	15,589百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円																
短期貸付金勘定	7,998百万円																
現金及び現金同等物	23,417百万円																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 料金収受機研修用シミュレーター（無形固定資産）であります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (a)有形固定資産 標識車、高所作業車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）であります。 (b)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>182,472百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>10,510,951百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10,693,423百万円</td></tr> </table> 道路資産以外の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>76百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>203百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>279百万円</td></tr> </table> (注) 1 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。	1年内	182,472百万円	1年超	10,510,951百万円	合計	10,693,423百万円	1年内	76百万円	1年超	203百万円	合計	279百万円	(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>187,597百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>9,298,036百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9,485,633百万円</td></tr> </table> 道路資産以外の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>71百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>169百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>240百万円</td></tr> </table> (注) 1 同左	1年内	187,597百万円	1年超	9,298,036百万円	合計	9,485,633百万円	1年内	71百万円	1年超	169百万円	合計	240百万円
1年内	182,472百万円																								
1年超	10,510,951百万円																								
合計	10,693,423百万円																								
1年内	76百万円																								
1年超	203百万円																								
合計	279百万円																								
1年内	187,597百万円																								
1年超	9,298,036百万円																								
合計	9,485,633百万円																								
1年内	71百万円																								
1年超	169百万円																								
合計	240百万円																								

前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9 月30日)																																																
2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。 3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度、平成21年度並びに平成22年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円、平成22年度において16,831百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。 リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>8</td><td>7</td><td>1</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>72</td><td>53</td><td>19</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>122</td><td>80</td><td>41</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>61</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><td>合計</td><td>265</td><td>182</td><td>82</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	8	7	1	車両運搬具	72	53	19	工具、器具及び備品	122	80	41	無形固定資産	61	40	20	合計	265	182	82	(追加情報) 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成23年 6 月13日付で道路資産の貸付料を含む協定を変更しております。変更後の協定については、平成23年11月 2 日付で国土交通大臣の許可を受けたことから、発効となったため、道路資産の未経過リース料は、変更後の協定に基づいて算定しております。 2 同左 3 平成23年 6 月13日付変更協定における平成22年度の道路資産の貸付料は見込額であり、実績額が見込額より5,397百万円少なくなっておりますが、この額は道路資産の未経過リース料の額に反映されておられません。 リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>68</td><td>55</td><td>12</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>122</td><td>93</td><td>29</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>61</td><td>46</td><td>14</td></tr><tr><td>合計</td><td>260</td><td>203</td><td>56</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	8	8	0	車両運搬具	68	55	12	工具、器具及び備品	122	93	29	無形固定資産	61	46	14	合計	260	203	56
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																														
機械及び装置	8	7	1																																														
車両運搬具	72	53	19																																														
工具、器具及び備品	122	80	41																																														
無形固定資産	61	40	20																																														
合計	265	182	82																																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																														
機械及び装置	8	8	0																																														
車両運搬具	68	55	12																																														
工具、器具及び備品	122	93	29																																														
無形固定資産	61	46	14																																														
合計	260	203	56																																														

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)																				
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>32百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>82百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>29百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>29百万円</td></tr> </table> (注) 支払リース料及び減価償却費相当額は、前中間連結会計期間（自平成22年 4月 1 日至平成22年 9月 30日）の金額を記載しております。 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	1年内	50百万円	1年超	32百万円	合計	82百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	29百万円	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>42百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>14百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>56百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>26百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>26百万円</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	1年内	42百万円	1年超	14百万円	合計	56百万円	支払リース料	26百万円	減価償却費相当額	26百万円
1年内	50百万円																				
1年超	32百万円																				
合計	82百万円																				
支払リース料	29百万円																				
減価償却費相当額	29百万円																				
1年内	42百万円																				
1年超	14百万円																				
合計	56百万円																				
支払リース料	26百万円																				
減価償却費相当額	26百万円																				

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	40,078	40,078	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	25,272 △95		
	25,176	25,176	—
資産計	65,254	65,254	—
(1) 高速道路事業営業未払金	25,997	25,997	—
(2) 道路建設関係社債	167,919	172,270	4,351
(3) 道路建設関係長期借入金	119,844	119,891	47
(4) その他の長期借入金	17,404	17,437	32
負債計	331,165	335,596	4,431

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません

（(注) 2 参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,589	15,589	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	21,758 △214		
	21,543	21,543	—
(3) 短期貸付金	7,998	7,998	—
資産計	45,130	45,130	—
(1) 高速道路事業営業未払金	16,952	16,952	—
(2) 道路建設関係社債	167,947	173,944	5,996
(3) 道路建設関係長期借入金	136,811	136,860	49
(4) その他の長期借入金	13,715	13,748	32
負債計	335,426	341,504	6,077

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の中間期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式	150

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成23年 3 月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

当中間連結会計期間（平成23年 9 月30日）

その他有価証券

非上場株式（中間連結貸借対照表計上額150百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	129,343	1,364	83	130,792	565	131,357	—	131,357
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	1	7	—	9	141	150	△150	—
計	129,345	1,372	83	130,801	706	131,508	△150	131,357
セグメント利益 又は損失(△)	△546	220	△6	△332	88	△244	—	△244
セグメント資産	329,201	4,004	49,133	382,339	1,620	383,960	46,174	430,135
その他の項目								
減価償却費	2,390	232	—	2,623	31	2,654	506	3,161
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,676	163	—	1,839	222	2,062	302	2,364

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△150百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額46,174百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（短期貸付金13,996百万円）及び各事業共用の固定資産12,906百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額506百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額302百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	126,616	1,300	3,351	131,268	713	131,981	—	131,981
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	3	—	5	151	157	△157	—
計	126,618	1,303	3,351	131,273	865	132,138	△157	131,981
セグメント利益 又は損失（△）	6,502	193	△18	6,676	72	6,749	—	6,749
セグメント資産	377,597	3,719	56,382	437,699	2,360	440,060	42,604	482,665
その他の項目								
減価償却費	2,557	218	—	2,776	69	2,846	255	3,101
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,295	126	—	1,421	4	1,426	148	1,574

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1） 売上高の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。
- （2） セグメント資産の調整額42,604百万円は、全社資産であり、その主なものは現金及び預金15,589百万円及び各事業共用の固定資産12,145百万円であります。
- （3） 減価償却費の調整額255百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。
- （4） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額148百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は 1株当たり中間純損失金額(△)	△9.65円	126.43円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は 中間純損失金額(△)(百万円)	△260	3,413
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は 中間純損失金額(△)(百万円)	△260	3,413
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	1,359.87円	1,486.30円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	37,210	40,658
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	494	528
(うち少数株主持分)(百万円)	(494)	(528)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	36,716	40,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

1 重要な契約の変更

当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と、平成18年3月31日付で締結し、平成21年3月31日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）を、平成23年6月13日付で一部変更しております。

なお、この変更については、平成23年11月2日付で、機構が当該協定の変更に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

変更した協定の概要は以下のとおりです。

相手方の名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構																						
締結の時期	平成23年6月13日																						
発効の時期	平成23年11月2日																						
変更の内容	当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額（以下「債務引受限度額」といいます。）及び機構が当社に対して行う無利子貸付けの貸付計画額を変更するとともに、都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）に関する工事を追加しております。 また、平成23年2月16日に国土交通省から公表された「高速道路の当面の新たな料金割引について」に基づく高速道路料金の変更に必要となる、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による一連の手続きを踏まえた計画及び平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。その結果、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料（以下「貸付料」といいます。）の額及び当社が高速道路を供用することにより徴収する料金（以下「計画料金収入」といいます。）の額等が変更されております。																						
変更の影響	債務引受限度額は、下記のとおり変更となっております。 （単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道首都高速晴海線</td><td>37,941</td><td>51,108</td></tr> <tr> <td>都道首都高速目黒板橋線</td><td>462,700</td><td>455,225</td></tr> <tr> <td>都道首都高速品川目黒線</td><td>216,064</td><td>177,701</td></tr> <tr> <td>横浜市道高速横浜環状北線</td><td>357,636</td><td>355,865</td></tr> <tr> <td>川崎市道高速縦貫線</td><td>57,537</td><td>53,559</td></tr> <tr> <td>改築事業</td><td>179,770</td><td>266,089</td></tr> </tbody> </table> (注) 1. 金額は協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。 2. 改築事業の内訳は次のとおりです。 都道首都高速5号線（改築）（板橋熊野町JCT間改良）、都道首都高速7号線（改築）（小松川JCT（仮称））、都道首都高速板橋足立線（改築）（王子南出入口）、首都高速道路 東京地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 埼玉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 千葉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 横浜地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 川崎地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 さいたま地区（改築）（防災・安全対策）、都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）		路線	変更前	変更後	都道首都高速晴海線	37,941	51,108	都道首都高速目黒板橋線	462,700	455,225	都道首都高速品川目黒線	216,064	177,701	横浜市道高速横浜環状北線	357,636	355,865	川崎市道高速縦貫線	57,537	53,559	改築事業	179,770	266,089
路線	変更前	変更後																					
都道首都高速晴海線	37,941	51,108																					
都道首都高速目黒板橋線	462,700	455,225																					
都道首都高速品川目黒線	216,064	177,701																					
横浜市道高速横浜環状北線	357,636	355,865																					
川崎市道高速縦貫線	57,537	53,559																					
改築事業	179,770	266,089																					

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

	3. 上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において86,678百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降において最大で4,192百万円に変更しております。 貸付料の額及び計画料金収入の額は、平成23年度から平成62年度までの期間において、貸付料が1,116,556百万円、計画料金収入が1,273,267百万円それぞれ減少しております。 なお、実績料金収入が協定に定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、当社が支払う貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。 また、「1 中間連結財務諸表等 注記事項（リース取引関係）2 オペレーティング・リース取引」の道路資産の未経過リース料は、この協定の変更内容を反映させた場合の金額で記載しております。
--	--

2 多額な社債の発行

当社は、平成23年 3 月24日開催の取締役会の決議（長期資金（有利子）1,389億円以内）に基づき、平成23年10月1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。

区分	首都高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金200億円
利率	年0.439パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成23年10月13日
償還期日	平成28年 9 月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

（2）【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
(1) 【中間財務諸表】
① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,368	9,811
高速道路事業営業未収入金	25,272	21,758
未収入金	4,679	2,101
短期貸付金	276	8,258
たな卸資産		
仕掛道路資産	272,642	300,130
貯蔵品	381	425
受託業務前払金	57,553	56,454
前払金	997	735
前払費用	190	628
繰延税金資産	704	597
その他	1,927	369
貸倒引当金	△165	△214
流動資産合計	399,827	401,054
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,091	1,091
減価償却累計額	△271	△298
建物（純額）	819	792
構築物	※4 21,940	※4 22,062
減価償却累計額	△4,292	△4,784
構築物（純額）	17,648	17,277
機械及び装置	43,903	43,954
減価償却累計額	△12,169	△13,860
機械及び装置（純額）	31,733	30,094
車両運搬具	973	973
減価償却累計額	△655	△721
車両運搬具（純額）	317	251
工具、器具及び備品	524	526
減価償却累計額	△131	△165
工具、器具及び備品（純額）	393	360
土地	268	268
建設仮勘定	1,506	2,285
有形固定資産合計	52,687	51,331
無形固定資産	457	380
高速道路事業固定資産合計	53,144	51,711

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,210	5,297
減価償却累計額	△1,985	△2,096
建物（純額）	3,224	3,200
構築物	40	40
減価償却累計額	△3	△5
構築物（純額）	36	35
機械及び装置	4	4
減価償却累計額	△0	△0
機械及び装置（純額）	4	4
工具、器具及び備品	307	307
減価償却累計額	△104	△133
工具、器具及び備品（純額）	203	174
土地	670	670
建設仮勘定	6	5
有形固定資産合計	4,146	4,091
無形固定資産	4	4
関連事業固定資産合計	※6 4,150	※6 4,095
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	5,569	5,639
減価償却累計額	△1,279	△1,380
建物（純額）	4,289	4,258
構築物	26	26
減価償却累計額	△18	△20
構築物（純額）	7	6
機械及び装置	16	16
減価償却累計額	△3	△4
機械及び装置（純額）	12	11
車両運搬具	149	149
減価償却累計額	△30	△42
車両運搬具（純額）	118	106
工具、器具及び備品	287	291
減価償却累計額	△100	△113
工具、器具及び備品（純額）	186	178
土地	6,843	6,843
リース資産	4	173
減価償却累計額	△0	△8
リース資産（純額）	3	164
建設仮勘定	131	62
有形固定資産合計	11,593	11,633
無形固定資産		
ソフトウェア	315	307

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
その他	14	13
無形固定資産合計	330	320
各事業共用固定資産合計	11,924	11,953
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	1,114
投資有価証券	—	120
敷金	844	837
繰延税金資産	152	41
その他の投資等	181	292
投資その他の資産合計	2,292	2,406
固定資産合計	71,512	70,167
資産合計	※1 471,340	※1 471,221
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	33,362	18,251
1年以内返済予定長期借入金	7,570	6,830
リース債務	0	50
未払金	6,390	648
未払費用	175	192
未払法人税等	719	2,801
預り金	141	139
受託業務前受金	59,955	61,060
前受金	828	764
前受収益	254	486
賞与引当金	801	832
回数券払戻引当金	103	85
災害損失引当金	480	202
その他	0	※7 393
流動負債合計	110,785	92,738
固定負債		
道路建設関係社債	※1, ※3 167,919	※1 167,947
道路建設関係長期借入金	※3 118,776	※3 135,743
その他の長期借入金	10,381	7,500
リース債務	3	146
退職給付引当金	31,286	31,639
役員退職慰労引当金	23	21
固定負債合計	328,389	342,998
負債合計	439,174	435,737

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	3,710	4,243
繰越利益剰余金	1,455	4,240
利益剰余金合計	5,165	8,484
株主資本合計	32,165	35,484
純資産合計	32,165	35,484
負債・純資産合計	471,340	471,221

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	124,148	123,413
道路資産完成高	5,216	3,098
その他の売上高	5	3
営業収益合計	129,370	126,516
営業費用		
道路資産賃借料	98,605	91,234
道路資産完成原価	5,216	3,098
管理費用	26,613	26,123
営業費用合計	130,436	120,456
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	△1,065	6,059
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	910	875
休憩所等事業収入	93	106
高架下事業収入	34	36
受託業務事業収入	70	3,344
営業収益合計	1,109	4,362
営業費用		
駐車場事業費	792	813
休憩所等事業費	68	74
高架下事業費	33	30
受託業務事業費	91	3,385
営業費用合計	985	4,303
関連事業営業利益	※1 123	※1 59
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	△941	6,119
営業外収益		
受取利息	4	5
有価証券利息	3	0
受取配当金	279	205
雑収入	72	154
営業外収益合計	360	365
営業外費用		
支払利息	124	98
雑損失	16	10
営業外費用合計	140	108
経常利益又は経常損失 (△)	△721	6,376
特別損失	—	237
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△721	6,139
法人税、住民税及び事業税	8	2,602
法人税等調整額	△384	217
法人税等合計	△375	2,820
中間純利益又は中間純損失 (△)	△346	3,319

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金合計		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,328	3,710
当中間期変動額		
別途積立金の積立	381	533
当中間期変動額合計	381	533
当中間期末残高	3,710	4,243
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,093	1,455
当中間期変動額		
別途積立金の積立	△381	△533
中間純利益又は中間純損失 (△)	△346	3,319
当中間期変動額合計	△727	2,785
当中間期末残高	366	4,240
利益剰余金合計		
当期首残高	4,422	5,165
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△346	3,319
当中間期変動額合計	△346	3,319
当中間期末残高	4,076	8,484
株主資本合計		
当期首残高	31,422	32,165
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失 (△)	△346	3,319
当中間期変動額合計	△346	3,319
当中間期末残高	31,076	35,484
純資産合計		
当期首残高	31,422	32,165
当中間期変動額		
中間純利益又は中間純損失 (△)	△346	3,319
当中間期変動額合計	△346	3,319
当中間期末残高	31,076	35,484

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)						
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 ② その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。 (2) たな卸資産 ① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 ② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。						
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>2～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年						
構築物	2～45年						
機械及び装置	2～17年						

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (6) 災害損失引当金 東日本大震災により損壊した資産の復旧関連費用の支出に備えるため、当中間会計期間末における見込額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	(1) 完成工事高の計上基準 ① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 ② 工事に係る受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

当中間会計期間において該当事項はありません。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30 日)
※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債167,919百万円の一般担保に供しております。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務696,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、335,500百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が14,996百万円、道路建設関係長期借入金が44,836百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち22,968百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債14,996百万円及び道路建設関係長期借入金21,868百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円	※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債167,947百万円の一般担保に供しております。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務696,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、339,640百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金4,140百万円減少しております。これは、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)																																												
5 当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>20,000百万円</td></tr> </table> ※6 関連事業固定資産内訳 (1) 有形固定資産 <table> <tr> <td>駐車場事業</td><td>3,295百万円</td></tr> <tr> <td>休憩所等事業</td><td>849百万円</td></tr> <tr> <td>高架下事業</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>4,146百万円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 <table> <tr> <td>休憩所等事業</td><td>4百万円</td></tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	駐車場事業	3,295百万円	休憩所等事業	849百万円	高架下事業	2百万円	有形固定資産	4,146百万円	休憩所等事業	4百万円	5 当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>20,000百万円</td></tr> </table> ※6 関連事業固定資産内訳 (1) 有形固定資産 <table> <tr> <td>駐車場事業</td><td>3,245百万円</td></tr> <tr> <td>休憩所等事業</td><td>843百万円</td></tr> <tr> <td>高架下事業</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>4,091百万円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 <table> <tr> <td>休憩所等事業</td><td>4百万円</td></tr> </table> ※7 消費税等の取扱い 当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	4,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	駐車場事業	3,245百万円	休憩所等事業	843百万円	高架下事業	2百万円	有形固定資産	4,091百万円	休憩所等事業	4百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	4,000百万円																																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																																												
借入実行残高	—																																												
差引額	20,000百万円																																												
駐車場事業	3,295百万円																																												
休憩所等事業	849百万円																																												
高架下事業	2百万円																																												
有形固定資産	4,146百万円																																												
休憩所等事業	4百万円																																												
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	4,000百万円																																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																																												
借入実行残高	—																																												
差引額	20,000百万円																																												
駐車場事業	3,245百万円																																												
休憩所等事業	843百万円																																												
高架下事業	2百万円																																												
有形固定資産	4,091百万円																																												
休憩所等事業	4百万円																																												

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																												
※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳 <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td><td>118百万円</td></tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td><td>25百万円</td></tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td><td>123百万円</td></tr> </table> 2 減価償却実施額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>2,568百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>349百万円</td></tr> </table>	駐車場事業営業利益	118百万円	休憩所等事業営業利益	25百万円	高架下事業営業利益	0百万円	受託業務事業営業損失	20百万円	関連事業営業利益	123百万円	有形固定資産	2,568百万円	無形固定資産	349百万円	※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳 <table> <tr> <td>駐車場事業営業利益</td><td>62百万円</td></tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td><td>32百万円</td></tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td><td>41百万円</td></tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td><td>59百万円</td></tr> </table> 2 減価償却実施額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>2,661百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>141百万円</td></tr> </table>	駐車場事業営業利益	62百万円	休憩所等事業営業利益	32百万円	高架下事業営業利益	5百万円	受託業務事業営業損失	41百万円	関連事業営業利益	59百万円	有形固定資産	2,661百万円	無形固定資産	141百万円
駐車場事業営業利益	118百万円																												
休憩所等事業営業利益	25百万円																												
高架下事業営業利益	0百万円																												
受託業務事業営業損失	20百万円																												
関連事業営業利益	123百万円																												
有形固定資産	2,568百万円																												
無形固定資産	349百万円																												
駐車場事業営業利益	62百万円																												
休憩所等事業営業利益	32百万円																												
高架下事業営業利益	5百万円																												
受託業務事業営業損失	41百万円																												
関連事業営業利益	59百万円																												
有形固定資産	2,661百万円																												
無形固定資産	141百万円																												

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間及び当中間会計期間のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																								
(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 社用車(車両運搬具)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>182,472百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>10,510,951百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10,693,423百万円</td></tr> </table> 道路資産以外の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>63百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>195百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>258百万円</td></tr> </table> (注) 1 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。	1年内	182,472百万円	1年超	10,510,951百万円	合計	10,693,423百万円	1年内	63百万円	1年超	195百万円	合計	258百万円	(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (a) 有形固定資産 社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。 (b) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 同左 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>187,597百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>9,298,036百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9,485,633百万円</td></tr> </table> 道路資産以外の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>63百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>164百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>227百万円</td></tr> </table> (注) 1 同左 (追加情報) 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成23年6月13日付で道路資産の貸付料を含む協定を変更しております。変更後の協定については、平成23年11月2日付で国土交通大臣の許可を受けたことから、発効となったため、道路資産の未経過リース料は、変更後の協定に基づいて算定しております。	1年内	187,597百万円	1年超	9,298,036百万円	合計	9,485,633百万円	1年内	63百万円	1年超	164百万円	合計	227百万円
1年内	182,472百万円																								
1年超	10,510,951百万円																								
合計	10,693,423百万円																								
1年内	63百万円																								
1年超	195百万円																								
合計	258百万円																								
1年内	187,597百万円																								
1年超	9,298,036百万円																								
合計	9,485,633百万円																								
1年内	63百万円																								
1年超	164百万円																								
合計	227百万円																								

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																																																				
2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。 3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度、平成21年度並びに平成22年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円、平成22年度において16,831百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>86</td><td>54</td><td>32</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>58</td><td>38</td><td>20</td></tr><tr><td>合計</td><td>150</td><td>97</td><td>53</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>29百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>23百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>53百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	4	0	工具、器具及び備品	86	54	32	無形固定資産	58	38	20	合計	150	97	53	1 年内	29百万円	1 年超	23百万円	合計	53百万円	2 同左 3 平成23年6月13日付変更協定における平成22年度の道路資産の貸付料は見込額であり、実績額が見込額より5,397百万円少なくなっておりますが、この額は道路資産の未経過リース料の額に反映されておられません。 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>86</td><td>62</td><td>23</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>58</td><td>44</td><td>14</td></tr><tr><td>合計</td><td>150</td><td>112</td><td>38</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>27百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>38百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	5	5	0	工具、器具及び備品	86	62	23	無形固定資産	58	44	14	合計	150	112	38	1 年内	27百万円	1 年超	10百万円	合計	38百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																		
機械及び装置	5	4	0																																																		
工具、器具及び備品	86	54	32																																																		
無形固定資産	58	38	20																																																		
合計	150	97	53																																																		
1 年内	29百万円																																																				
1 年超	23百万円																																																				
合計	53百万円																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																		
機械及び装置	5	5	0																																																		
工具、器具及び備品	86	62	23																																																		
無形固定資産	58	44	14																																																		
合計	150	112	38																																																		
1 年内	27百万円																																																				
1 年超	10百万円																																																				
合計	38百万円																																																				

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)								
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>15百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>15百万円</td></tr> </table> (注) 支払リース料及び減価償却費相当額は、前中間会計期間（自平成22年 4 月 1 日至平成22年 9 月30日）の金額を記載しております。 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15百万円	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>15百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>15百万円</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15百万円
支払リース料	15百万円								
減価償却費相当額	15百万円								
支払リース料	15百万円								
減価償却費相当額	15百万円								

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額1,114百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)

子会社株式 (中間貸借対照表計上額1,114百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1株当たり中間純利益金額又は 1株当たり中間純損失金額 (△)	△12.82円	122.92円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は 中間純損失金額 (△) (百万円)	△346	3,319
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は 中間純損失金額 (△) (百万円)	△346	3,319
普通株式の期中平均株式数 (千株)	27,000	27,000

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1株当たり純資産額	1,191.30円	1,314.23円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	32,165	35,484
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (百万円)	32,165	35,484
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (千株)	27,000	27,000

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

1 重要な契約の変更

当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と、平成18年3月31日付で締結し、平成21年3月31日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）を、平成23年6月13日付で一部変更しております。

なお、この変更については、平成23年11月2日付で、機構が当該協定の変更に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

変更した協定の概要は以下のとおりです。

相手方の名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構																						
締結の時期	平成23年6月13日																						
発効の時期	平成23年11月2日																						
変更の内容	当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額（以下「債務引受限度額」といいます。）及び機構が当社に対して行う無利子貸付けの貸付計画額を変更するとともに、都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）に関する工事を追加しております。 また、平成23年2月16日に国土交通省から公表された「高速道路の当面の新たな料金割引について」に基づく高速道路料金の変更に必要となる、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）による一連の手続きを踏まえた計画及び平成20年11月に公表された「新たな将来交通需要推計」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。その結果、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料（以下「貸付料」といいます。）の額及び当社が高速道路を供用することにより徴収する料金（以下「計画料金収入」といいます。）の額等が変更されております。																						
変更の影響	債務引受限度額は、下記のとおり変更となっております。 （単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道首都高速晴海線</td><td>37,941</td><td>51,108</td></tr> <tr> <td>都道首都高速目黒板橋線</td><td>462,700</td><td>455,225</td></tr> <tr> <td>都道首都高速品川目黒線</td><td>216,064</td><td>177,701</td></tr> <tr> <td>横浜市道高速横浜環状北線</td><td>357,636</td><td>355,865</td></tr> <tr> <td>川崎市道高速縦貫線</td><td>57,537</td><td>53,559</td></tr> <tr> <td>改築事業</td><td>179,770</td><td>266,089</td></tr> </tbody> </table> (注) 1. 金額は協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。 2. 改築事業の内訳は次のとおりです。 都道首都高速5号線（改築）（板橋熊野町JCT間改良）、都道首都高速7号線（改築）（小松川JCT（仮称））、都道首都高速板橋足立線（改築）（王子南出入口）、首都高速道路 東京地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 埼玉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 千葉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 横浜地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 川崎地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路 さいたま地区（改築）（防災・安全対策）、都道首都高速6号線（改築）（堀切小菅JCT間改良）		路線	変更前	変更後	都道首都高速晴海線	37,941	51,108	都道首都高速目黒板橋線	462,700	455,225	都道首都高速品川目黒線	216,064	177,701	横浜市道高速横浜環状北線	357,636	355,865	川崎市道高速縦貫線	57,537	53,559	改築事業	179,770	266,089
路線	変更前	変更後																					
都道首都高速晴海線	37,941	51,108																					
都道首都高速目黒板橋線	462,700	455,225																					
都道首都高速品川目黒線	216,064	177,701																					
横浜市道高速横浜環状北線	357,636	355,865																					
川崎市道高速縦貫線	57,537	53,559																					
改築事業	179,770	266,089																					

当中間会計期間
(自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日)

	3. 上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、当事業年度以降の5事業年度において86,678百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当事業年度以降において最大で4,192百万円に変更しております。 貸付料の額及び計画料金収入の額は、平成23年度から平成62年度までの期間において、貸付料が1,116,556百万円、計画料金収入が1,273,267百万円それぞれ減少しております。 なお、実績料金収入が協定に定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、当社が支払う貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。 また、「2 中間財務諸表等 注記事項（リース取引関係）2 オペレーティング・リース取引」の道路資産の未経過リース料は、この協定の変更内容を反映させた場合の金額で記載しております。
--	--

2 多額な社債の発行

当社は、平成23年3月24日開催の取締役会の決議（長期資金（有利子）1,389億円以内）に基づき、平成23年10月1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。

区分	首都高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金200億円
利率	年0.439パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成23年10月13日
償還期日	平成28年9月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

(2) 【その他】

記載事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第6期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） | 平成23年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録書及びその添付書類 | 平成23年11月29日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第8回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- （注） 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

＜対象となる社債＞

（平成23年12月22日現在）

銘 柄	発行年月日	発行価額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年10月14日	19,996	非上場
首都高速道路株式会社 第4回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年10月14日	14,995.5	非上場
首都高速道路株式会社 第5回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成22年3月1日	39,984	非上場

銘 柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
首都高速道路株式会社 第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月14日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年2月28日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年10月13日	20,000	非上場

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成23年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、同法第9条の規定により、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
II 資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△3,349百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
 - (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、「都道首都高速1号線等に関する協定」の変更に関する記載がある。

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に、「都道首都高速1号線等に関する協定」の変更に関する記載がある。

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1． 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2． 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

